



長野県報

2月14日(月)
平成17年
(2005年)
第1634号

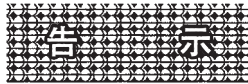
目次

告示

公共下水道工事の完了(水環境課生活排水対策室).....	1
一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請及び変更許可申請書等の縦覧(廃棄物対策課).....	1
保安林予定森林(森林保全課).....	2
公共測量の終了(監理課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路維持課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路維持課).....	3
昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課).....	3

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札(管財課).....	5
一般競争入札(管財課).....	6
家畜伝染病発生の報告(畜産課).....	7
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農村整備課).....	7
正誤(水環境課生活排水対策室).....	7



長野県告示第69号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定により長野県が実施した公共下水道工事は、次のとおり完了しました。

平成17年2月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 公共下水道の名称
上松町公共下水道
- 2 工事の区域又は区間
 - (1) 名称
上松浄化センター
 - (2) 工事の区域
木曾郡上松町大字小川5644番地1及び5645番地2
- 3 工事の内容
終末処理場(場内整備)
- 4 工事の完了の日
平成17年1月6日

水環境課生活排水対策室

長野県告示第70号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条第1項及び第15条の2の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第9条第2項において準用する法第8条第4項及び法第15条の2の5第2項において準用する法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成17年2月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
飯山陸送株式会社
長野県飯山市大字静間280番地1
代表取締役 勝山一成
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
下水内郡豊田村大字豊津5024番地他
- 3 廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物の最終処分場並びに産業廃棄物の管理型最終処分場及び安定型最終処分場
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場
燃え殻、ばいじん及び廃プラスチック類
 - (2) 産業廃棄物の管理型最終処分場

- ア 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- イ 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
がれき類、鋳さい、燃え殻及びばいじん
- ウ 動植物性残さ
- (3) 産業廃棄物の安定型最終処分場
 - ア 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - イ 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物
がれき類
- 5 申請年月日
平成16年12月27日
- 6 縦覧の場所
長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県北信地方事務所生活環境課
- 7 縦覧の期間
平成17年2月14日(月)から同年3月14日(月)までの午前8時30分から午後5時まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- 8 意見書の提出
法第9条第2項において準用する法第8条第6項及び法第15条の2の5第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。
 - (1) 意見書の提出期間
平成17年2月14日(月)から同年3月28日(月)まで
 - (2) 意見書の提出先
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内生活環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係
 - (3) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出の対象である申請書の名称(「飯山陸送株式会社に係る廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。)
 - イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - ウ 施設に関する具体的な利害関係
 - エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

廃棄物対策課

長野県告示第71号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成17年2月14日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡四賀村大字刈谷原町字仇坂道下7のハ、字入洞20、字ほうき原107、字大平116のト、116のヨ、116のタ、116のレ、

116のツ、116のナ、116のラ、116のム、116のウ、116のエ、116のオ、116のク、116のマ、116のケ、116のコ、字トコナメ146のニ、字ヒキミカケ148のイ、149の1、149のイ、149のロ、149のニの1、149のホ、字袖カ久保152のイの1、152のイの2、152のハ、153、字茶臼山154のイ、154のチ、154のト、154のリ、154のヌ、154のル、154のヲ、154のワ、154のヨ、155のニ、155のホ、155のヘ、990の1、990の2、990の6、990の9、990の10、990の12、990の13、990の16、990の19、990の27、990の28、字横山965、966の2、966の3、字釜場986の1から986の8まで、986の10、986の11、986の14、986の17、986の19から986の23まで、986の26、986の27、字長峯ふとふ987の15、987の23、987の78、987の81、987の84、987の86、987の88から987の97まで、字日向松葉鈴ヶ尾988のロ、988のハ、字城裏山989の1、989の2、989の9から989の16まで、989の18から989の20まで、989の22、989の24、989の25、989の28、字大平山991の1、991の4から991の7まで、字ツグレ大日向993の1(次の図に示す部分に限る。)、993の9、993の10、字トコナメシキミカゲ995の1(次の図に示す部分に限る。)、995の2、995の3、995の5、995の6、995の9から995の14まで、995の17、995の19から995の37まで、字細嵐し1010(次の図に示す部分に限る。)、1011、1012のイ、字コガラ山1013の1から1013の3まで、字内ノ畑峠山1014の1、1014の10、1014の24、字入洞日影1019のイ、1019のロ、字上ノ原1028、1029の1、字稲荷山1030のイ、字裏山1031のイ、1031のロ、1032のイ、1033のイ、1034、字若宮1035、1036のイ、1038から1040まで、北安曇郡白馬村大字神城字荒神538の2、539の2、562、563の3、字中小田原2877の1、上水内郡小川村大字高府字外母袋17177の2、字金山16525の1、16527の1、字下末17080の2、17135の2、17135の4、17137の2、17141の3、17141の4、17143の1、字向山17641の8

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒神538の2、539の2、562、563の3、字中小田原2877の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡白馬村大字神城字荒神538の2、539の2、562、563の3、字中小田原2877の1

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

